

## （仮称）「飯山市こども女性家庭センター」の概要

### ～ワンストップで子育て支援～

すべての妊産婦、子育て世帯、こども、女性を対象とした包括的な総合窓口として、「飯山市こども女性家庭センター」を設置します。様々な施設や機関とのネットワークの中核を担い、地域全体の連携及び協体制度を強化し、妊娠期から子育て期の家庭や困難な問題を抱える女性の不安や困りごとに対してワンストップで対応することにより、安心して出産し、安心して子育てし、安心して生活していけるよう支援します。

＜開設年月日＞ 令和6年（2024年）4月1日

### ＜目的＞

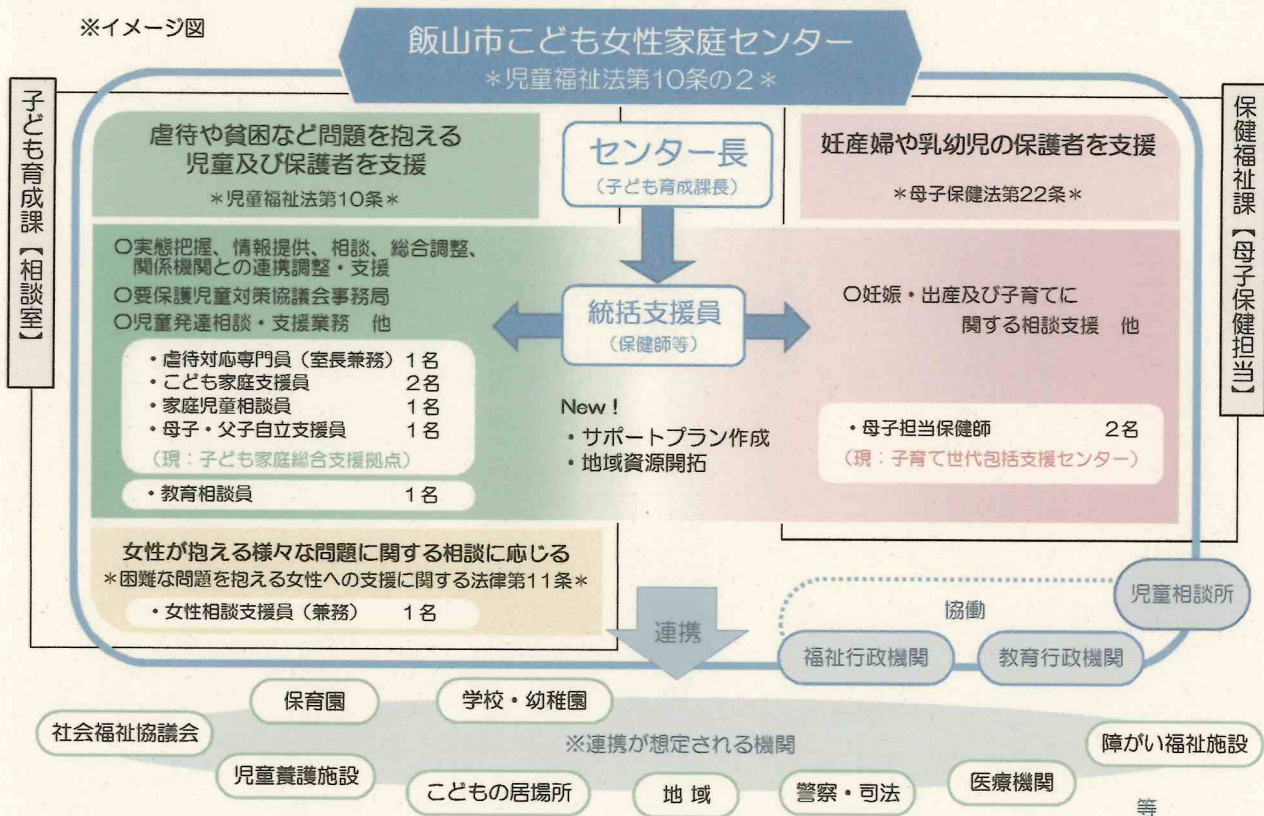
妊産婦や乳幼児に関する相談、児童虐待、困難を抱えた女性などへの対応は、保健福祉課と子ども育成課、人権政策課が分担して業務にあたり、連携しながら支援を行ってきましたが、それぞれの機能を「一体化」することにより、より充実した支援及び強化を図ります。

また、虐待等の予防においては、早期発見・早期支援が最も重要であるため、窓口をわかりやすく一本化することにより、市民が相談しやすい環境を整えます。

### ＜業務内容＞

保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健）と、こども家庭支援員等が中心となって行うこどもや家庭に関する相談等（児童福祉）の一体的な取組に加え、新たに①支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、②地域資源の開拓を担うことにより、切れ目ない支援の充実及び強化を図るほか、③困難な問題を抱える女性の相談に応じ必要な支援を行い、女性の福祉の増進を図ります。

※イメージ図



### ＜実施体制＞

組織全体のマネジメントができる責任者（センター長）を1名、母子保健及び児童福祉の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1名配置します。

統括支援員は、保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の資格を有している者が望ましいとされています。

### ＜その他＞

こども女性家庭センターの設置は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行により、「子育て世代包括支援センター（あいえる）」と「子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）」の設立の意義や、現行の機能を維持した上で組織を見直すものです。併せて、子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターは廃止します。